

# 板橋区公文書館の活動と姿勢



公文書館正面

板橋区公文書館公文書館専門員

西 光三 にし・こうぞう

## 1. はじめに

板橋区公文書館は、本年4月で開館12年を迎えました。平成23年（2011）4月の公文書管理法施行をはじめ、この12年の間に公文書および公文書館をめぐる状況は大きく変化しました。そこで本稿では、これまでの歩みを振り返った上で、当館がどのような姿勢で業務にあたっているのかを具体的な活動を紹介するなかで提示していきたいと思えます。

## 2. 設立の経緯と組織体制の変遷

板橋区では、昭和57年（1982）の段階ですでに公文書館の必要性が議論されていましたが、設立にむけた具体的な取り組みが始まるのは、区史編さん事業の成果をうけ全庁的に資料保存体制の検討を開始した平成9年（1997）6月になってからでした。その後、平成11年（1999）3月に板橋区公文書館開設懇談会が、4月には開設準備室が相

次いで設置され、懇談会より出された答申に示された理念に基づいて、平成12年（2000）4月1日、「東京都板橋区立公文書館条例」の施行と同時に、板橋区公文書館が東京23区で初の公文書館として誕生しました。

当初は板橋区立産文ホール（現グリーンホール）7階に設置されておりましたが、平成14年（2002）12月に、同年3月に閉校になった旧板橋第三小学校を活用した現在の建物に移りました。また付設の施設として、「板橋区史」の編さんを統括された民俗学者、故・櫻井徳太郎氏（平成19年没）の蔵書などを取めた櫻井徳太郎文庫があります。

組織体制は、現在、公文書館長1名、主任1名、再任用4名、公文書館専門員1名の7名となっています。再任用職員が約半数となっておりますが、豊富な行政知識と長年の経験は、公文書館を運営していく上で重要な役割を果たしています。

なお公文書館長については、開館以来、区政情報課長の兼務でしたが、平成20年度より区政情報課公文書館長（係長級）として独立した役職となりました。これにより、現場に常駐する公文書館長が業務運営に関する様々な事柄を決定できるようになり、より現場の意向が反映されやすい組織体制が構築されました。

### 3. 公文書の収集・選別の基準と実数

当館の根拠法令である「東京都板橋区立公文書館条例」の第1条には、公文書館設置の目的として、「区民に広く開かれた区政運営を推進するため、区に関する公文書、刊行物その他の記録で歴史資料として重要なものを収集し、保存し、及びこれらを広く区民の利用に供すること」と示されています。こうした目的を果たすために、板橋区公文書館では、公文書の収集・選別の基本的な考え方として①板橋区の特徴ある事象が明確になるものを収集②長期的、継続的に収集することにより歴史の流れがわかると判断されるものを収集③一群のものとして逐次作成された一件ものの文書についてはできるだけ一括で収集④同種のもの的大量にわたる場合には、その代表例となる一部を選別収集するという基準を設けています。

一方、基準には、収集不要なものとして①個人を対象とした申請・承認書類②物品等の購入に関するもの③定例的な業務のもの（申請・許可等）④各部署が購入する定期刊行物等⑤各部署が刊行する行政資料（区政資料室から移管される）を挙げ、選別作業の効率化をはかっています。これも当館の特徴的な取り組みです。

なお移管の実績については、登録文書数が合計で31,973件、移管率（登録文書数+3次選別後廃棄文書数/移管指定数）は61.5%となっております。

### 4. 写真データの収集・管理

基礎自治体に設置された公文書館には、行政機関が作成した公文書の収集・保管という本来の業務だけでなく、地域の様々な記録を集積した、いわば「地域のデータベース」としての機能を果たすことも求められています。このような認識のもと板橋区公文書館では、板橋区の様子を撮影した写真の収集に力を入れています。区史編さんに際し収集した写真資料（ネガ・プリント）に加え、区の広報部門が撮影した写真を毎年順次整理しており、同時にJPEGデータ化した資料については、一部を除き一般の皆さまに提供しています（約

5万点）。近年ではTV、雑誌などのメディアを中心にこうした写真データのニーズが伸びており、当館における利用の多くを占める人気の資料となっています。

さらに当館では、区の各部署における撮影機材のデジタル化の進展により大量に発生するようになった写真データの散逸、消失を避けるべく、各部署との間に共通認識を確立し、具体的な写真データの移管体制の構築に向けた調整を現在進めております。このような活動も、地域の光景を後世に残し伝えていく上で重要なものと考えております。

### 5. 公文書館の周知に向けた取り組み

ここまで主に、公文書をはじめとする資料の収集・保管について述べてきましたが、公文書館という施設は、設置自治体の職員をはじめ、多くの市民の方々に利用していただくことで、よりその存在意義は高まるものと思います。そこで当館では、公文書館の周知をはかる活動にも力を入れています。

まず、広く一般に向けて行っている周知活動として、区役所地下展示があります。これは板橋区役所地下1階に置かれている区政PRコーナーにおいて、年2回、館所蔵の資料を用いた展示を行うもので、多くの来庁者の関心をひくよう、写真やパネルを多く活用しています。

加えて平成22年度からは、館の施設や資料を直接利用してもらうことを通して、公文書館の果たしている役割を理解してもらうことを目的とした2つのイベントを始めています。1つは、館所蔵



資料を用いて板橋に関する特定のテーマを調べていく「公文書館活用術」と施設見学とがセットになった「公文書館体験ツアー」です。この体験ツアーでは、子どものうちに公文書館を利用することで公文書館をより身近に感じてもらうという思いから、一般の部とは別に小中学生の部も実施しており、また日程も夏休み期間中に設定しています。もう1つは外部から招聘した講師による「板橋区公文書館講演会」で、こちらは歴史をテーマとした講演会だということもあり、高齢者の方々が多く参加されています。参加費は無料で、各回の定員は40名ですが、希望者が多く毎回抽選になるほどの人気です。

また、インターネットを用いた周知活動も積極的に進めています。特に館所蔵の資料を用いて板橋区に関する特定のテーマについて紹介、解説したものをweb上に掲載する「こうぶんしょ館電子展示室」は、平成24年（2012）2月現在、69回まで続いています。写真資料を多く掲載していることから、このサイトをきっかけに来館し、写真データを活用される利用者も多くみられます。

このように当館では、これからの社会を担う世

代である小中学生と、今後の積極的な利用が期待される高齢者層とに焦点をあてつつ、公共スペースやインターネットを活用しながら、広く市民に周知をはかっております。こうした活動の効果もあり、利用者数および資料利用率は順調に推移しています。

## 6. おわりに

ここまで述べてきたように、板橋区公文書館では、基礎自治体に設置された公文書館として、その役目を果たすべく様々な活動を行ってきました。その活動の根底にあるのは、地域に関する多様な記録を着実に保管し、未来に伝えたいという意識です。

社会変化のスピードが速まりを見せる中、公文書館が担う役割は、変化し続ける社会の、その時々を姿を記録していくことで、未来の市民が社会の変化を捉え返すための知的資産を作り続けていくことにあるといえます。これは、社会を継続的に維持発展させていく上で、とても重要な役割です。当館もそのような役割を果たしていけるよう、スタッフ一同、日々の職務に臨んでいく所存です。

### データシート

- ・ **機関名**：東京都板橋区公文書館（政策経営部政情情報課公文書館）
- ・ **所在地**：〒173-0001 東京都板橋区本町24-1
- ・ **電話／FAX**：03-3579-2291／03-3579-2294
- ・ **Eメール**：kbunsho@city.itabashi.tokyo.jp
- ・ **ホームページ**：http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\_kurashi/000/000987.html
- ・ **交通**：地下鉄都営三田線「板橋本町駅」下車 徒歩7分  
東武東上線「中板橋駅」下車 徒歩20分  
国際興業バス「大和町」下車 徒歩7分／同「上宿」下車 徒歩7分
- ・ **開設年月日**：平成12年（2000）4月1日（平成14年12月現在地に移転）
- ・ **設置根拠**：板橋区立公文書館条例（平成12年3月10日 東京都板橋区条例第2号、改正平成14年10月23日条例第35号）
- ・ **組織**：区長—政策経営部—区政情報課—公文書館
- ・ **人員**：館長1／主任主事1／主査（再任用）2／再任用2／専門員（非常勤）1
- ・ **建物**：総面積3,579.70㎡（校舎分）のうち761.24㎡／鉄筋コンクリート造／地上3階／  
2階に事務室、閲覧室、書庫（3室）、資料整理室、3階に櫻井徳太郎文庫（2室）、研究資料室あり
- ・ **開館日／開館時間**：火曜日～日曜日 午前9時～午後5時
- ・ **休館日**：月曜日（祝日のときは直後の平日）／年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ **所蔵資料**：移管公文書、行政刊行物、区史編さん過程で収集した刊行物・文献（複写物）、写真、地図など

